

# 入札説明書

平成 30 年度 36 協定未届事業場に対する相談指導事業

神 奈 川 労 働 局  
労 働 基 準 部  
総 務 部

平成 30 年度 36 協定未届事業場に対する相談指導事業に係る入札公告（平成 30 年 4 月 24 日付）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 杉 良太

## 2 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

平成 30 年度 36 協定未届事業場に対する相談指導事業 一式

### (2) 履行期間

平成 30 年 7 月 2 日（予定）から平成 31 年 3 月 15 日まで

### (3) 業務内容

別紙 8 「委託要綱」による。

### (4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

### (5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は、入札書のほか、下記 4（1）に定める期日までに下記 10（1）②に係る技術提案書等（以下「提案書類」という。）を提出すること。

入札金額は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。

このため、入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金  
免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。
- (11) 入札説明会に参加する者であること。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、

家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

#### 4 提案書類の提出場所等

(1) 提案書類の提出期限：平成30年5月30日（水）9時00分

ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～17時とする。

（下記（2）まで直接提出すること。郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。）

(2) 入札説明書の交付場所

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二地方合同庁舎8階

神奈川労働局労働基準部 監督課 担当：山田

電 話 045-211-7351（内線）6063

FAX 045-211-7360

(3) 提案書類の提出方法

##### ア 直接提出の場合

提案書類を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長あて）及び「平成30年6月11日開札〔平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業〕提案書類在中」と朱記しなければならない。

##### イ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合

提案書類を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成30年6月11日開札〔平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業〕提案書類在中」と朱記し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様にその封皮に氏名等を記し、上記（2）あてに提案書類の受領期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(4) 入札説明書の交付

本公告開始日から平成30年5月15日（火）までの間、上記（2）の場所で交付する。

ただし、交付は開庁日の9時30分～12時、13時～17時とする。

(5) 本入札に関する問い合わせ期間等

## ア 受付期間及び方法

本公告開始日から平成30年5月18日（金）までの間、上記（2）にてファクシミリ等（様式自由）で受け付ける。

ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～17時とする。

## イ 回答

質問に対する回答は、平成30年5月25日（金）までに、質問者及び下記（6）の入札説明会に参加した者に対しファクシミリ等で行う。

ただし、総合評価に当たって影響しない軽微な質問については質問者のみに回答する。

## （6）入札説明会の日時、場所及び留意点

平成30年5月15日（火）10時00分から

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二地方合同庁舎 共用A会議室

1機関あたり2名までとする。

説明会への参加は、平成30年5月14日（月）12時までに上記4（2）の連絡先へ、電話又はFAXにて申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、FAXの場合、件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4（2）の場所で入札説明書入手（無償で配付。事前連絡は不要。）してから参加すること。

また、上記3（11）のとおり入札参加の要件として入札説明会の参加が必須となっているため、入札参加希望者は必ず出席すること。

## （7）プレゼンテーションの実施

有効な提案書類を提出した者から、提案書類の説明を求めため、プレゼンテーションを開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、提案書類を提出した者に対し開催の前日までに連絡する。

## （8）提案書類の無効

不備がある提案書類は受理せず無効とする。

なお、一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

## 5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙4及び別紙5により平成30年5月25日（金）9時00分までに5（2）イに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成30年5月30日（水）9時00分

※ 電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。

(2) 紙により入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

平成30年5月30日（水）9時00分（電子調達と同一日時）

※ただし、受付は開庁日の9時30分～12時、13時～17時とする。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二地方合同庁舎8階

神奈川労働局総務部 総務課会計第二係 担当：福岡

電 話 045-211-7350（内線）6023

FAX 045-651-1190

ウ 入札書の提出方法

入札書は（別紙1）と別紙1-2「入札積算内訳書」の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長あて）及び「平成30年6月11日開札〔平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業〕入札書在中」と朱記しなければならない。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 誓約書（別紙7）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すること

となった場合は、当該者の入札を無効とする。

ウ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

エ 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- ・入札書に記名押印がされていない入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・金額の数字等が不明瞭な入札
- ・前各号のほか、入札の公告若しくは通知、係官が指示した事項に違反した入札

#### (4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

#### (5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、入札書の提出日時までにシステムで定める委任状の手続きを終了しなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による応札は認められない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名・名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時までに別紙3による代理委任状を5(2)イに提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記5(2)イまで連絡すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

#### (6) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類(別紙6)及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書(別紙7)を平成30年5月30日(水)9時00分までに上記5(2)イに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (7) 入札参加にあたっての留意事項

入札の方法は次により行うこと。

- ・入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。
- ・入札書の受領期限に遅れた入札は、一切認めない。
- ・入札保証金の納付又は代納担保の提供を入札条件としている場合に、所定の日時までに、納付又は提供の確認ができない場合は、入札を受理しない。

## 6 開札

### (1) 開札の日時及び場所

平成30年6月11日（月）11時00分

横浜第二地方合同庁舎8階 神奈川労働局 大会議室

### (2) 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。その場合、下記（4）再度入札については、辞退とみなし参加することができない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

### (3) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を準備しておくこと。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

## 7 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。



ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

エ 入札書に記載された入札金額と別紙1-2「入札積算内訳書」の金額に相違がある場合は、当然入札書に記載された入札金額で入札したものとする。

## 8 落札者に求められる事項

### (1) 契約の締結

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

### (2) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

### (3) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

### (4) 契約書の作成

ア 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

イ 上記アの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1

通を契約の相手方に送付するものとする。

ウ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 その他

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)  
017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記5(2)イの入札書の提出場所に連絡すること。

## 10 提出書類

### (1) 必須提出書類

#### ① 入札書(別紙1)及び入札積算内訳書(別紙1-1)

平成30年5月30日(水)9時00分まで 1部

#### ② 提案書類一式 平成30年5月30日(水)9時00分まで

ア 技術提案申請書(別紙2) 1部(原本1部)

イ 技術提案書 7部

(1部に会社名を記載し、残り6部に会社名等を記載しないこと)

ウ 評価項目「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」に係る資料  
次の認定等を受けている場合は、次のものの写しを提出すること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書※労働時間の基準を満たすものに限る。
- ・次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、確認を受けていることが分かる資料。

エ 提出者の概要(会社概要・貸借対照表・損益計算書等) 1部

※ 貸借対照表・損益計算書等については直近決算のものに限る。

#### ③ 競争参加資格確認関係書類(別紙6)

平成30年5月30日（水）9時00分まで 1部

④ 誓約書（別紙7）

平成30年5月30日（水）9時00分まで 1部

※ ①、③及び④について、電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。また、③について、期限までに登録していない場合、電子調達での参加はできないため、注意すること。

(2) 代理人が紙により入札する場合

① 委任状（別紙3）入札時まで 1部

(3) 紙により入札の参加を希望する場合

① 紙入札参加申請書（別紙4）

平成30年5月25日（金）9時00分まで 1部

② 紙業者登録票（別紙5）

平成30年5月25日（金）9時00分まで 1部

## 1.1 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。ただし、図表については、その限りではないこと。
- (2) 契約相手方は、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、あらかじめ神奈川労働局の承認を受けること。
- (3) 契約相手方は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (4) 契約相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (5) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提案書類の取扱い
  - ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
  - イ 提出された提案書類は返却しない。
  - ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

- (9) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同様以上の担当者で発注者が認める者でなければならない。
- (10) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
- (11) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。

## 1.2 本入札に関する問い合わせ先

### ① 入札手続きに関する事項

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二地方合同庁舎8階

神奈川県労働局総務部 総務課会計第二係 担当：福岡

電話 045-211-7350 (内線) 6023

FAX 045-651-1190

### ② 仕様書に関する事項

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二地方合同庁舎8階

神奈川県労働局労働基準部 監督課 担当：山田、宮脇

電話 045-211-7351 (内線) 6063

FAX 045-211-7360

## 1.3 様式等

- 別紙1 入札書
- 別紙1-2 入札積算内訳書
- 別紙2 総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書
- 別紙3 委任状
- 別紙4 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- 別紙5 紙業者登録票
- 別紙6 競争参加資格確認関係書類
- 別紙7 誓約書
- 別紙8 委託要綱

- (別添1) 仕様書
- (別添2) 評価項目及び評価基準
- (別添3) 委託事業実施計画書

# 入 札 書

¥
---

件名：平成 30 年度 36 協定未届事業場に対する相談指導事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者  
代 理 人

印

支出負担行為担当官  
神奈川労働局総務部長 杉 良太 殿

「平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業」  
総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長 杉 良太 殿

商号又は名称

代表者職氏名

印

「平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業」の委託先機関として、総合評価落札方式による一般競争入札に参加いたしたく、技術提案書一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	職員数 人

## 委任状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

(委任事項)

平成30年6月11日開札

平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者

印

支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長 杉 良太 殿



支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 杉 良太 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名：平成30年度36協定未届事業場に対する相談指導事業
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(理由)

## 紙 業 者 登 録 票

資格審査登録番号	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出は不要。

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。

## 競争参加資格確認関係書類

1 提出書類（別添）

※電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。

2 提出部数 1部

3 提出期限 平成30年5月30日（水）9時00分（時間厳守）

## 競争参加資格証明書

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。	
(3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、A、B又はC等級に格付けされている者であること。	
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。 ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。	
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。	

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記（7）から（10）については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

印

## 競争参加資格証明書 (記載例)

競争参加資格	証明等
(1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。	<該当しない旨を記載すること>
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。	<該当しない旨を記載すること>
(3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において、「役務の提供等」で、A、B又はC等級に格付けされている者であること。	別添〇〇のとおり <厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写しを添付すること>
(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間 (オ及びカについては2保険年度) の保険料について滞納がないこと。 ア厚生年金保険、イ健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの)、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険	別添〇〇のとおり <納付済通知書などの滞納がないことが確認できる領収証等 (写) を添付すること>
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること	<虚偽の事実を記載していない旨を記載すること>
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。	<極度に悪化していない旨を記載すること>
(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	<指名停止を受けていない旨を記載すること>
(8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反 (※) により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。	<受けていない旨を記載すること>
(9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。	<該当しない旨を記載すること>
(10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。	<該当しない旨を記載すること>

上記のとおり、競争参加資格を満たすことを証明いたします。また、契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告することや、当該報告及び上記(7)から(10)については、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であることを誓約いたします。

なお、この証明書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名 (又は個人名)

印

## 誓約書

私

当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名（又は個人名）

印

※本誓約書とともに（別添）を作成の上、提出すること

